第 号

職

成の職議 三へ員案十きの 年地へ 五手き地 八等手 日の当 提 支 等 出 給 の に支関給 すに る関 規する の 規 一 則 部の を 改 部 正改 す正 るに 規つ 則い を て 次 0) ように

平 員

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長 工 藤 利 明

定

め

る

 $\mathcal{O}$ に支 る関 規す 規平 則 成の 九 部 大 改 教る 規 委 則

学表を員 校第次の職 一のへ員 き 削る。校改 の で き 地 の正等手 る支等。給の 関 給 すに 則る +年を 分正 県す 育 員 会 規 則 第 + 号) 0)

移 小別部職 をのよ  $\mathcal{O}$ 第 級 学 校  $\mathcal{O}$ 款  $\mathcal{O}$ 大 分 市 0) 項 を 削 り、 同 款  $\mathcal{O}$ 中 津 市

 $\mathcal{O}$ 

項

中

山

 $\mathcal{O}$ 規附 則 は則 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カュ 5 施 行 する。

小 学 校 提 の案 統 理 廃 由 合 に 伴 1 き 地 手 当 等 0) 支 給 対 象 校 を 削 除 す る必 要 が あ る 0) で 提 案す る。

〇職員のへき地手当等の支給に関する規則(平成十九年大分県教育委員会規則第十一号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

第一条~第四条 (略)
別表第一(第二条関係)
小学校の部
第一級学校
東国東郡 姫島小学校
速見郡 南端小学校
玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校
大分市 野津原西部小学校
中津市 深水小学校、山移小学校
日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校
佐伯市 直川小学校
竹田市 宫城台小学校、白丹小学校、直入小学校
杵築市 大田小学校
宇佐市 南院内小学校
由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校
第二級学校~へき地学校に準ずる学校 (略)
中学校の部(略)
<b>別表第二</b> (第四条関係) (略)

## 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

## 1 改正理由

小学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があるため

## 2 改正内容

別表第1中、次に掲げる小学校について削除(2校)を行う。

市町村名	学 校 名	級別区分	備考
大分市	野津原西部小学校	第一級学校	<ul><li>[削除] (H30廃校 3校を1校に統合)</li><li>野津原東部小野津原中部小野津原西部小野津原西部小(H30.4.1新設)</li><li>*旧野津原東部小の校舎を使用</li></ul>
中津市	やまうつり 山 移小学校	第一級学校	〔削除〕(H30廃校)

## 3 施行期日

公布の日から施行する。